

行政手続きのオンライン化を進めています

役場窓口に来なくても、パソコンやスマートフォンで『マイナポータル』から『いつでも』『どこでも』手続きを行うこともできるようになります。

詳しくはこちらから



マイナポータルへ
アクセス

■マイナポータルを利用するために必要なもの

- ①マイナンバーカード ②パソコン ③ICカードリーダー

※②、③をお持ちでない方は、「マイナポータル」アプリ対応のスマートフォンでも利用することができます。

《令和5年2月6日からオンライン届出が可能となった手続き》

分野	手続き名	担当課係
転出・転入	①転出届 ②転入予約 ※日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。転出届を提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。	総務課住民係 ☎0164-56-2111 (内線：210・211・212)

《令和5年4月1日からオンライン申請・届出が可能となる手続き》

分野	手続き名	担当課係
子育て	①児童手当等の受給資格および児童手当の額についての認定請求 ②児童手当等の額の改定の請求および届出 ③氏名変更/住所変更等の届出 ④受給事由消滅の届出 ⑤未支払の児童手当等の請求 ⑥児童手当等に係る寄附の申出 ⑦児童手当に係る寄附変更等の申出 ⑧受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ⑨受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ⑩児童手当等の現況届 ⑪支給認定の申請 ⑫保育施設等の利用申込 ⑬保育施設等の現況届 ⑭児童扶養手当の現況届の事前送信	保健福祉課福祉係 ☎0164-56-2111 (内線：272・273)
	⑮妊娠の届出	保健福祉課健康づくり係 ☎0164-56-2111 (内線：276・277)
介護	①要介護・要支援認定の申請 ②要介護・要支援更新認定の申請 ③要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ⑤介護保険負担割合証の再交付申請 ⑥被保険者証の再交付申請 ⑦高額介護(予防)サービス費の支給申請 ⑧介護保険負担限度額認定申請 ⑨居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ⑩居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請	保健福祉課保険係 ☎0164-56-2111 (内線：271・287)

※申請後の面談等で来庁していただく必要のある手続きもあります。

◎問い合わせ先 企画振興課企画振興係(内線207・208・289)